

令和5年度近畿中国森林管理局コンプライアンス推進本部会議 <第1回>

議 事 概 要

令和5年10月16日

近畿中国森林管理局  
コンプライアンス推進本部

1 開催日時

令和5年9月14日（木） 13:30～14:45

2 場 所

近畿中国森林管理局 大会議室A

3 出席者

（本部長） 近畿中国森林管理局 國井 聡 局長

（本部員） 小柴 学司 公認会計士・税理士

福田 正 弁護士

藤田 充也 弁護士

横田 直和 関西大学法学部教授

近畿中国森林管理局 松本 寛喜 次長 ほか11名

4 議 事

（1）推進本部の事務局から、次の事項等が報告・説明され意見交換が行われた。

- ・ 推進行動計画（PDCAサイクル）の取組状況について
- ・ 令和5年度第1回本部指導の実施状況について
- ・ コンプライアンス推進体制について

(2) 本部員からは、次のような意見等が出された。

- ・現場説明会について、発注者として、やって欲しいことは具体的に伝えないと仕事をしてもらえない、受注者も困る。  
発注者は、発注する事業に関する発注者としての意向を説明する義務があり、現場を見なければ実際の作業内容を把握しにくいので、現場説明会は必要。その際には、説明可能な内容を整理し、統一化しておれば問題ない。
- ・今回、キャラバンで寄せられた事例への質問・意見について、これまでの対応と異なり、現場説明会等の取扱いについて検討するために質問を要約し、まとめて回答を行う形で整理されているが、寄せられた質問をもとに方針の検討に至ったことは、今までやってきたことが更にステップアップしていると評価できる。一方で、今回省略している一問一答の作成についても、質問者への対応としては必要であり、今までのように全件の質問・回答にプラスして、今回のようなまとめの回答があればよりわかりやすいと考える。
- ・造林・素材生産事業の発注において、談合防止の観点から現場説明会を原則実施しないとしている現在の取扱いは、かつて事件が起きた当時の過剰な判断と考えられることから、現場説明会については、必要性及び効率性を総合的に判断して実施する方向へ今回、見直しを行うことは良い機会かもしれない。
- ・これまで談合リスクを理由として原則実施しないとしていた現場説明会を今後は実施していくこととしたのは、現場説明会による談合リスクがなくなったからなのか、不調不落という側面からの要請を受けての判断なのか。理由となっていた談合リスクの排除についての考えを整理しておく必要があるのではないか。
- ・現場説明会が談合を誘発する因果関係は、現在においては無いのではないか。談合リスクは、現場説明会を実施しなければ防げるというものではない。

- ・過去、指名競争入札においては、取りたくない仕事の押し付けあいもあり、現場説明会において談合の可能性が否定できなかった場合もあったが、現在は、一般競争入札が原則で、受注希望者間のライバル関係が存在しており、また、談合すれば大変なことになることが一般化されていることから、昔と同じように考える必要はない。
- ・民間でもコンプライアンス経営を無視すると大変なことになる。この10年間で、全体的にコンプライアンス意識が高まっていると実感している。
- ・キャラバンでの事例研究の取組は有効であり、引き続き、質疑や意見の出やすい事例の作成に努めていただきたい。
- ・コンプライアンス推進本部を発注者綱紀保持委員会に整理・統合する方向性について承知した。